

一時預かり保育のご案内

☆ 一時預かり保育とは

家庭で育児をしている保護者の方が、用事や休養等により一時的にお子さんの保育を必要とする場合にお子さんを保育園でお預かりします。



☆ 利用できる方

北区在住の健康で集団保育が可能なお子さんで、認可保育園等に入園していない方
(※対象年齢は園ごとに異なりますので、詳細は各園へお問い合わせください)

☆ 利用料金

基本料金	1日4時間まで2,000円	(4時間までの基本料金)	※第二子の無償化は適用外です。
追加料金	1時間500円	(4時間を超えて利用する場合の追加料金)	
食事・おやつ	1日 500円	(給食またはおやつを希望する方のみ)	

☆ 利用料金の支払い方法

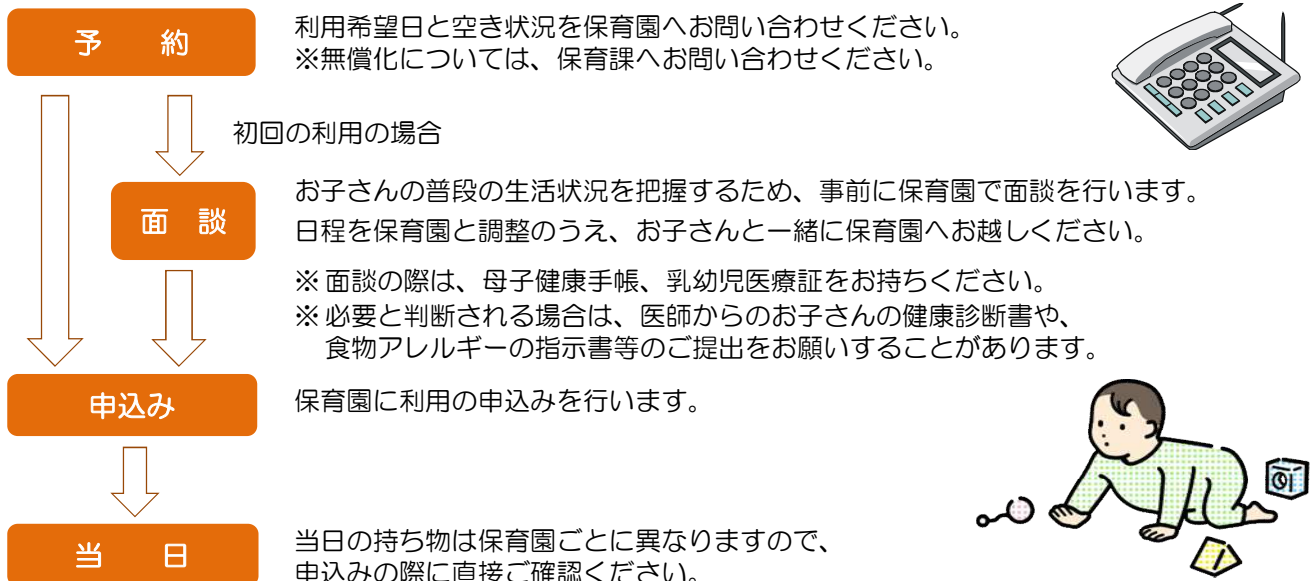
- 区立保育園 保育園からお渡しする払い込み用の納付書を金融機関へお持ちになり、窓口でお支払いください。
- 私立保育園 保育園へ直接お支払いください。

※ 利用料金の無償化について

3歳から5歳までのお子さんと住民税非課税世帯の0歳から2歳までのお子さんは利用料金が無償化されます。(月額上限あり) ※3歳クラスから無償となります。2歳クラスの満3歳児は対象になりません。ただし、無償化の対象となる場合でも、保育園に利用料金をお支払いいただき、別途、還付のお手続きが必要になります。詳しくは、保育課へお問い合わせください。

※ 無償化の対象となるためには、一時預かり保育利用前に「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
その際、就労等の要件を満たす必要があります。
詳細は裏面をご覧ください。

☆ 利用までの流れ



☆ 利用にあたってのご注意

次のような理由により、利用のご希望に沿えない場合があります。あらかじめご了承ください。

- 保育園の行事や受け入れの体制等により、お預かりできないことがあります。
- 集団での保育を行うため、発熱時や健康状態により特別な対応が必要なお子さんはお預かりすることができません。
- 保育園に慣れていない低年齢児のお子さんについては、長時間の利用に支障がないと認められるまで、短時間の利用をお願いすることがあります。

☆ 緊急の理由で一時的に保育を必要とする場合

一定の要件に該当する場合は、一部の区立保育園で実施している「緊急保育」が利用できる場合があります。（保護者の病気や出産による入院などの理由により、家庭での保育ができない場合など）

内容や手続きの詳細については、北区保育課保育運営係（TEL 03-3908-9127）へお問い合わせください。

☆ 実施している保育園

右記コードを読み取り、実施園をご確認ください。

※国民の祝日・年末年始（12月29日から翌年1月3日）を除きます。
受け入れの体制等により、お預かりができないことがあります。



☆ 利用料金の無償化について

3歳から5歳までのお子さんは月額3,700円まで、住民税非課税世帯の0歳から2歳までのお子さんは月額4,200円までの利用料金が無償化となります。

※一時預かり保育のみの上限額ではありません。認可外保育や病児・病後児保育の利用等ですでに上限額に達している場合は、無償化の対象になりません。

※3歳児クラスから無償となります。2歳クラスの満3歳児は対象になりません。



無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

その際、就労等の要件を満たす必要があります。

詳細は、右記コードを読み取り、HPをご覧ください。（認定申請書もこちらからダウンロードが可能です）

一時預かり保育を利用するお子さんは

- ① 3～5歳児クラスのお子さん 又は
- ② 0～2歳児クラスのお子さん（住民税非課税世帯）ですか？

はい

いいえ

無償化の対象となりません。
利用料金を自己負担のうえ、
一時預かり保育をご利用いただけます。

一時預かり保育を利用する理由が下記いずれかに該当しますか？

- 就労(月48時間以上)
- 妊娠・出産
- 保護者の疾病・障害
- 同居の親族などの介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動
- 就学

はい

いいえ

無償化の対象になります。
ご利用前に「保育の必要性の認定」が必要になります。

無償化の対象となりません。
利用料金を自己負担のうえ、
一時預かり保育をご利用いただけます。

ご不明な点があれば下記担当までお問い合わせください。

【事業全般・無償化に関する問い合わせ先】

北区 子ども未来部

保育課保育運営係（第一庁舎2階）

【利用に関する問い合わせ、申し込み先】

各実施園

